

第7章 計画の推進体制

医療費の適正化を進めるためには、県民一人ひとりの理解と実践はもとより、県、市町村・保険者・後期高齢者医療広域連合、医療関係者、保険者協議会、審査支払機関が自らの役割を十分認識し、相互に連携・協力して取り組む必要があります。

1 県の役割

県は、平成30（2018）年度からの国民健康保険の県単位化により地域の医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の保険料水準に関わる財政運営の責任の主体を兼ねることになり、県民にとっての受益と負担の結節点となります。このため、医療関係者や市町村などの理解と協力を得て「奈良県地域医療構想」をはじめ医療費適正化に資する各般の取組を着実に推進するとともに、本計画の進行管理を行い、県・市町村長サミットや保険者協議会等を通じた意識の共有化に努めるなど、本計画の目標等の達成に向けて主体的な取組を推進します。

なお、第2章5(1)に記述しましたとおり、従来の健康福祉部と医療政策部を一体化させた福祉医療部を発足させるとともに、同部の下に医療・介護保険局を創設します。この医療・介護保険局が中心となって、本計画の推進を図ることとします。

2 市町村・保険者・後期高齢者医療広域連合の役割

市町村・保険者・後期高齢者医療広域連合は、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理、医療の効率性向上のための医療関係者への働きかけ、保険者機能の強化を図ることが重要です。

具体的には、保健事業の実施主体として、特定健康診査の実施のほか、加入者の健康の保持増進のために必要な事業を積極的に推進する役割を担い、データヘルス計画に基づき、加入者の健康課題に対応した効果的・効率的な保健事業を実施することが重要です。

また、後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用、残薬対策等について、医療関係者等との連携により積極的な取組を進める必要があります。

加えて、市町村には、介護保険の運営主体として、介護給付の適正化や効果的な介護予防の推進への主体的な取組が求められます。

3 医療関係者の役割

医療関係者は、高度急性期から在宅までのニーズに応じた安心で質の高い効率的な医療を提供する役割があります。

このため、医療ニーズに即した病院機能の分化及び連携に向けて、奈良県地域医療構想調整会議において議論を深めるとともに、国及び県等から示される各種のデータを踏

まえ、自らの役割を認識しつつ関係者間での協議を行うなど、自主的な取組が求められます。

さらに、患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応や残薬対策の推進等に努めるとともに、医薬品の処方医とかかりつけ薬剤師・薬局等が連携し、一元的・継続的な薬学管理を通じた重複投薬等の是正に取り組むことが重要です。

4 保険者協議会の役割

医療費適正化の取組は、予防・健康の保持増進、医療、介護と多岐にわたっており、これらを実効性あるものとするためには、県、市町村・保険者をはじめ様々な主体の密接な連携が必要です。このため、保険者協議会は、県が主導的役割を果たしつつ、県と保険者等が課題や認識を共有する重要な場としての機能を図ります。

また、県は、必要に応じて、保険者協議会を通じて、保険者等に対し医療費適正化計画に基づく施策の実施等について必要な協力を求めていきます。

5 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、奈良県国民健康保険団体連合会）の役割

保険者の審査支払機能の代行機関としてその役割を担ってきた審査支払機関は、人工知能等や医師等の医療専門職などの活用を通じて、医療の質の向上と経済合理性の確保、さらには国民皆保険にふさわしい全国統一的な基準での審査支払が期待されます。

6 奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターの役割

本県では、平成30（2018）年度からの国民健康保険の県単位化にあわせ、市町村の国保事務の共同化とともに県域での医療費適正化や市町村の保健事業への支援の取組を推進する組織体制として、奈良県国民健康保険団体連合会に「国保事務支援センター」を設置します。

国保事務支援センターが中心となって、以下の医療費適正化等の取組を進めていくこととし、県、市町村が連携して取組の充実を図っていきます。

- ・レセプトデータやKDB等を活用した医療費分析と分析結果の具体的活用
- ・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組
- ・糖尿病性腎症重症化予防対策
- ・生活習慣病予防対策
- ・市町村のデータヘルス計画の策定・実行の支援
- ・市町村の専門職の資質向上支援と連携強化
- ・後発医薬品の普及促進
- ・医薬品の適正使用促進 など

7 県民の役割

県民は、自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚して健康の保持増進に努めることが重要です。特定健康診査の受診等により健康情報の把握に努め、保険者等の支援も受けながら積極的に健康の保持増進や予防の取組を行う必要があります。

また、かかりつけ医やかかりつけ薬局・薬剤師を持ち必要なときに効率的な医療資源の活用に努めることが求められます。